

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和6年版）							新条文（令和7年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		編章節条項以下	
3	2	6	7	4		アスファルト舗装工	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。	3	2	6	7	4		アスファルト舗装工	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。なお、ここで使用する加熱アスファルト安定処理路盤材は、常設のアスファルト混合所において製造されたものでなければならない。また、混合所において機械式フォームド装置等によって、アスファルトを発泡させて製造されたものも対象とする。	中温化混合物の規定を明記
								3	2	6	7	4	(1)	アスファルト舗装工	主に使用アスファルトの温度－粘度曲線から設定された最適な温度条件で製造された混合物を通常混合物とし、通常混合物と比較して10°C以上温度低減を行い、かつ通常混合物と同等以上の締固め性能を確保できる温度条件で製造された混合物を中温化混合物とする。	中温化混合物の規定を明記
3	2	6	7	4	(1)	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2－26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	3	2	6	7	4	(2)	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2－26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	番号修正
3	2	6	7	4	(2)	アスファルト舗装工	受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の確認を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができるものとする。	3	2	6	7	4	(3)	アスファルト舗装工	受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の確認を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができるものとする。	番号修正
3	2	6	7	4	(3)	アスファルト舗装工	受注者は、小規模工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができるものとする。	3	2	6	7	4	(4)	アスファルト舗装工	受注者は、小規模工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができるものとする。	番号修正
3	2	6	7	4	(4)	アスファルト舗装工	受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督職員の確認を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去一年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。	3	2	6	7	4	(5)	アスファルト舗装工	受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督職員の確認を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとし、中温化混合物の基準密度は、通常混合物の標準締固め温度で作製した供試体から得られる密度とする。ただし、これまでに実績（過去一年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。	中温化混合物の規定を明記
3	2	6	7	4	(5)	アスファルト舗装工	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25°Cの範囲内としなければならない。	3	2	6	7	4	(6)	アスファルト舗装工	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25°Cの範囲内としなければならない。	番号修正

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和6年版）						新条文（令和7年版）						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
3	2	6	7	4	(12)	アスファルト舗装工	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110°C以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。	3	2	6	7	4	(14)	アスファルト舗装工	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110°C以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。 中温化混合物を使用する場合、(7)号で設定した温度低減性能を基に監督員と協議の上温度を決定するものとする。	中温化混合物の規定を明記	
3	2	6	7	4	(13)	アスファルト舗装工	機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。	3	2	6	7	4	(15)	アスファルト舗装工	機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。	番号修正	
3	2	6	7	4	(14)	アスファルト舗装工	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。	3	2	6	7	4	(16)	アスファルト舗装工	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。	番号修正	
3	2	6	7	4	(15)	アスファルト舗装工	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。	3	2	6	7	4	(17)	アスファルト舗装工	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。	番号修正	
3	2	6	7	4	(16)	アスファルト舗装工	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。	3	2	6	7	4	(18)	アスファルト舗装工	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。	番号修正	
3	2	6	7	4	(17)	アスファルト舗装工	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。	3	2	6	7	4	(19)	アスファルト舗装工	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。	番号修正	
3	2	6	7	4	(18)	アスファルト舗装工	受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。	3	2	6	7	4	(20)	アスファルト舗装工	受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。	番号修正	
3	2	6	7	4	(19)	アスファルト舗装工	受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。	3	2	6	7	4	(21)	アスファルト舗装工	受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。	番号修正	
3	2	6	7	4	(20)	アスファルト舗装工	受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。	3	2	6	7	4	(22)	アスファルト舗装工	受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。	番号修正	
3	2	6	7	5		アスファルト舗装工	受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	7	5		アスファルト舗装工	受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 なお、ここで使用する加熱アスファルト混合物は、常設のアスファルト混合所において製造されたものでなければならない。また、混合所において機械式フォームド装置等によって、アスファルトを発泡させて製造されたものも対象とする。	中温化混合物の規定を明記	
								3	2	6	7	5	(1)	アスファルト舗装工	主に使用アスファルトの温度-粘度曲線から設定された最適な温度条件で製造された混合物を通常混合物とし、通常混合物と比較して10°C以上温度低減を行い、かつ通常混合物と同等以上の締固め性能を確保できる温度条件で製造された混合物を中温化混合物とする。	中温化混合物の規定を明記	

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和6年版）						新条文（令和7年版）						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
3	2	6	7	5	(1)	アスファルト舗装工	受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督職員の確認を得なければならない。 ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	3	2	6	7	5	(2)	アスファルト舗装工	受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督職員の確認を得なければならない。 ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	番号修正	
3	2	6	7	5	(2)	アスファルト舗装工	受注者は、小規模工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000 m ² 未満）においては、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。	3	2	6	7	5	(3)	アスファルト舗装工	受注者は、小規模工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000 m ² 未満）においては、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。	番号修正	
3	2	6	7	5	(3)	アスファルト舗装工	受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-23に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	3	2	6	7	5	(4)	アスファルト舗装工	受注者は、舗設に先立って、(2)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-23に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	番号修正	
3	2	6	7	5	(4)	アスファルト舗装工	受注者は、小規模工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000 m ² 未満）においては、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。	3	2	6	7	5	(5)	アスファルト舗装工	受注者は、小規模工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000 m ² 未満）においては、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。	番号修正	
3	2	6	7	5	(5)	アスファルト舗装工	受注者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。	3	2	6	7	5	(6)	アスファルト舗装工	受注者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。	番号修正	
3	2	6	7	5	(6)	アスファルト舗装工	受注者は表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、(7)号に示す方法によって基準密度をもとめ、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。	3	2	6	7	5	(7)	アスファルト舗装工	受注者は表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、(8)号に示す方法によって基準密度をもとめ、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。	番号修正	
3	2	6	7	5	(7)	アスファルト舗装工	表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督職員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。	3	2	6	7	5	(8)	アスファルト舗装工	表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督職員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。 中温化混合物の基準密度は、通常混合物の標準締め温度で作製した供試体から得られた密度とする。	中温化混合物の規定を明記	
3	2	6	7	5	(8)	アスファルト舗装工	受注者は、小規模工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000 m ² 未満）においては、実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。	3	2	6	7	5	(9)	アスファルト舗装工	受注者は、小規模工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000 m ² 未満）においては、実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。	番号修正	
3	2	6	7	5	(9)	アスファルト舗装工	混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条第4項(5)～(11)号によるものとする。	3	2	6	7	5	(10)	アスファルト舗装工	混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条第4項(6)～(12)号によるものとする。	番号修正	

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和6年版）						新条文（令和7年版）						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項		項以下 編章節条 (項目見出し)	現行条文
3	2	6	7	5	(10)	アスファルト舗装工 受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。	3	2	6	7	5	(11)	アスファルト舗装工 受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。	番号修正
3	2	6	7	5	(11)	アスファルト舗装工 受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	7	5	(12)	アスファルト舗装工 受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	番号修正
3	2	6	7	5	(12)	アスファルト舗装工 アスファルト基層工及び表層工の施工にあたって、プライムコート及びタックコートの使用量は、設計図書によるものとする。	3	2	6	7	5	(13)	アスファルト舗装工 アスファルト基層工及び表層工の施工にあたって、プライムコート及びタックコートの使用量は、設計図書によるものとする。	番号修正
3	2	6	7	5	(13)	アスファルト舗装工 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。	3	2	6	7	5	(14)	アスファルト舗装工 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。	番号修正
3	2	6	7	5	(14)	アスファルト舗装工 受注者は、プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。	3	2	6	7	5	(15)	アスファルト舗装工 受注者は、プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。	番号修正
3	2	6	7	5	(15)	アスファルト舗装工 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。	3	2	6	7	5	(16)	アスファルト舗装工 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。	番号修正
3	2	6	7	5	(16)	アスファルト舗装工 混合物の敷均しは、本条4項(12)～(14)号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7cm以下とするものとする。	3	2	6	7	5	(17)	アスファルト舗装工 混合物の敷均しは、本条4項(13)～(15)号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7cm以下とするものとする。	番号修正
3	2	6	7	5	(17)	アスファルト舗装工 混合物の締固めは、本条4項(15)～(17)号によるものとする。	3	2	6	7	5	(18)	アスファルト舗装工 混合物の締固めは、本条4項(16)～(18)号によるものとする。	番号修正
3	2	6	7	5	(18)	アスファルト舗装工 継目の施工は、本条4項(18)～(21)号によるものとする。	3	2	6	7	5	(19)	アスファルト舗装工 継目の施工は、本条4項(19)～(22)号によるものとする。	番号修正
3	2	6	7	5	(19)	アスファルト舗装工 アスカーブの施工は、本条5項によるものとする。	3	2	6	7	5	(20)	アスファルト舗装工 アスカーブの施工は、本条5項によるものとする。	番号修正
3	2	6	12	4		コンクリート舗装工 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	4		コンクリート舗装工 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。また、中温化混合物を用いる場合は、第3編第6節一般舗装工2-6-7アスファルト舗装工4号の規定による。	中温化混合物の規定を明記
3	2	6	12	5		コンクリート舗装工 受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	5		コンクリート舗装工 受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。また、中温化混合物を用いる場合は、第3編第6節一般舗装工2-6-7アスファルト舗装工4号の規定による。	中温化混合物の規定を明記